

<2019年度の土地・家屋評価額の縦覧について>

固定資産（土地・家屋）の評価額などが次のとおり縦覧に供されます。縦覧により、自己所有以外の資産の評価額を知ることができます。

【縦覧帳簿】

- ・土地価格等縦覧簿・・・所在、地番、地目、地積、評価額など
縦覧できる人・・・坂祝町内に土地を所有している納税義務者
- ・家屋価格等縦覧簿・・・所在、種類、床面積、評価額など
縦覧できる人・・・坂祝町内に家屋を所有している納税義務者

※縦覧帳簿には、納税義務者の氏名および住所は記載されません。

※免税点未満により固定資産税が賦課されていない方は縦覧できません。

※縦覧を希望する方が納税義務者でない場合または法人の場合は、納税義務者または法人代表者の委任状が必要です。

【手数料】

無料（写しの交付は行いません）

【縦覧期間】

2019年4月1日から同年5月7日まで

※ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【縦覧に必要なもの】

本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証など）

【問い合わせ先】

坂祝町役場税務課 0574-66-2404（直通）